

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

|    |                               |
|----|-------------------------------|
| 件名 | 新宿区景観形成ガイドライン改定の基本調査等業務委託について |
|----|-------------------------------|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：都市計画部景観と地区計画課）

## 事業の概要

|      |  |
|------|--|
| 事業名  | 新宿区景観形成ガイドライン改定の基本調査等業務  |
| 担当課  | 景観と地区計画課   |
| 目的   | 新宿区の良好な景観まちづくりを推進するため  |
| 対象者  | 新宿区の景観まちづくりに関与する者  |
| 事業内容 | <p>区では、平成21年4月より施行している「新宿区景観形成ガイドライン」を、「新宿区景観まちづくり条例」に基づく景観事前協議（以下「景観事前協議」という。）における指針として活用している。しかし、地域の景観特性の核となる建築物の建替えや市街地再開発事業の完了等により、現在、当該ガイドラインに示されている景観特性に影響を及ぼす事態が、いくつかのエリアで生じている。よって、現況に即した景観特性を把握し、適切な景観誘導を引き続き行っていくために、調査を行うこととする。この調査が、「新宿区景観形成ガイドライン改定の基本調査」である。</p> <p>また、景観事前協議の円滑な進行のため、「新宿区景観形成ガイドライン」を補完する「(仮称) 景観みどりのガイドライン」、「(仮称) 設備等修景のガイドライン」、「(仮称) 色彩・形態・意匠のガイドライン」を作成することとする。これら各種ガイドラインを作成するに当たり、これまでの景観事前協議を通して良好な景観形成に誘導した実績が表れている「新宿区景観まちづくり条例」に基づく景観事前協議書等（以下「景観事前協議書等」という。）を活用する。具体的には、景観事前協議書等に掲げている建築物の配置図、平面図、屋根伏平面図、着色立面図、外構図、完成写真等を使用することとする。</p> <p>このように、これらの基本調査等を委託業者に行わせる際、区が保管している景観事前協議書等の一部を当該委託業者に資料として貸与することとする。</p> |

別紙(業務委託)

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第 14 条第1項)…  
報告事項

件名 新宿区景観形成ガイドライン改定の基本調査等業務委託について

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 保有課(担当課)                        | 景観と地区計画課   |
| 登録業務の名称                         | 新宿区景観形成ガイドライン改定の基本調査等業務委託について  |
| 委託先                             | 一般競争入札で落札した委託業者  |
| 委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か) | 新宿区が保管している「新宿区景観まちづくり条例」に基づく景観事前協議書等に記載されている事前協議者の氏名、住所、建築物の配置図、平面図、屋根伏平面図、着色立面図、外構図、完成写真等   |
| 処理させる情報項目の記録媒体                  | 紙文書  |
| 委託理由                            | 新宿区により良好な景観まちづくりの推進のため   |
| 委託の内容                           | ①「新宿区景観形成ガイドライン」改定の基本調査<br>②「(仮称)景観みどりのガイドライン」の作成<br>③「(仮称)設備等修景のガイドライン」の作成<br>④「(仮称)色彩・形態・意匠のガイドライン」の作成のための基本調査<br>⑤景観事前協議記録地図の作成 |
| 委託の開始時期及び期限                     | 平成24年6月1日から(以降継続して委託を行う。)  |
| 委託にあたり区が行う情報保護対策                | 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。<br>2 委託に当たり提供した情報の返却のタイミング(委託事業者に情報を持たせる期限)を仕様書に明記する。  |
| 受託事業者に行わせる情報保護対策                | 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する<br>2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管することを仕様書に明記する。   |

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。